

平成30事務年度金融行政方針・金融レポートと地域金融機関における経営者の役割およびガバナンス

弁護士法人 中央総合法律事務所 弁護士 金澤 浩志

平成30年9月26日、金融庁は、平成30事務年度の金融行政方針・金融レポートとして、「変革期における金融サービスの向上にむけて」金融行政のこれまでの実践と今後の方針（以下、「本方針」という）を公表した。

金融庁は、平成27事務年度以降、事務年度ごとに金融行政方針を策定し、一方で当該方針に基づき行政の進捗状況や実績を取りまとめた金融レポートを公表してきた。平成30事務年度は、総合政策局、企画市場局、監督局という3局体制下での初

めての金融行政方針・金融レポートとして、その内容に注目が集まっていた。

本方針は、P D C Aサイクルに基づく業務運営を強化する観点から、従来の金融行政方針と金融レポートを統合した一体のものとして策定されている。このように、形式面は従来の金融行政方針・金融レポートとは大きく異なるものの、実質面においては従来のものと連続性を有している。

金融行政全体の動きを知るためには、多岐にわたるトピックをカバーする本方針のすべてを

参照する必要があるが、本稿では紙幅の都合上、地域金融機関の視点から重要と考えられる点、特に経営者の役割とガバナンスとして求められている点を中心に取り上げ、若干の検討を試みる。

一 変革期にある金融環境への対応

前記のとおり、本方針は、従来の金融行政方針と金融レポートを統合したものとして策定されているが、その表題から明らかなように、全体を通じて、金融行政として、変革期にある金

融環境への対応が必要であることが強調されている。

「1. 変革期における金融サービスの向上にむけて」においては、デジタルイノベーションの加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化という、金融機関が直面している大きな環境変化要因について言及されている（本方針2頁）。金融行政としても、こうした環境変化を活かし、かつ、これに適切に対応していくべきことが明らかにされている。

変革期にある金融環境への対応について、本方針で重要視さ

認知症高齢者の 財産保護

——城南信用金庫と しんきん成年後見サポートの連携



城南信用金庫 次席調査役

一般社団法人 しんきん成年後見サポート 事務局長

平森 均

本誌では、高齢のお客様が安心できる新しい金融サービスの提供の仕組みとして、5つの信用金庫が協同で設立した「しんきん成年後見サポート」の取組みに注目し、城南信用金庫のご担当者、制度や商品、現場の活動について伺いました。

一 城南信用金庫の取り組み

1 高齢者向け総合サポートサービス「いつでも安心サポート」

——数多くの高齢者向けサービス等を提供されていますが、これらのきつかけについて教えてください。

人生100年時代といわれますが、内閣府の「平成29年版高齢社会白書」によると、認知症高齢者は約462万人、2025年には700万人に達するとされています。認知症にならなくても、加齢にともなう身体機能

の低下や病気にかかるリスクの高まりなどを考えると、高齢者支援は社会全体で取り組むべき課題といえます。このような状況のなか、日々の暮らしと密接に関係する地域金融機関においては、高齢者が安心して取引できる環境と態勢を整えることが求められています。なぜなら、高齢者が日頃から取引をしている信用金庫の支店は、もともと身近で相談しやすい窓口の一つだからです。

城南信用金庫では、高齢者の不安を解消する13の商品・サービスをまとめた「いつでも安心サポート」を取り扱うとともに、本店に「なんでも相談プラザ」を設置し、お客様からの様々な相談に対応しています。

2 「任意後見制度」紹介サービスについて

——「任意後見制度」紹介サービスとはどういったサービスなのでしょうか。

高齢になると、つい先日まで

ここが変わる 相続法改正と窓口対応

第1回

家庭裁判所の判断によらない預貯金の 払戻し

島田法律事務所 弁護士 福谷 賢典

ふくたに・まさのり ●2003年東京大学法学部卒。04年弁護士登録。近時の著書・論文として、『取締役・取締役会の法律実務Q&A』（共著。商事法務）、「法定相続情報証明制度と金融機関の実務対応」（本誌816号）、「有期契約労働者についての「不合理な労働条件」の検討」（金融法務事情2069号）等。

平成30年7月、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（以下、「民法等改正法」といいます）が成立し、民法第5編を中心としたいわゆる相続法につき、およそ40年ぶりに大幅な

改正がなされることとなりま
す。かかる改正の多くは、民法
等改正法の公布日（同月13日）
から起算して1年を超えない範
囲内において政令で定める日か
ら施行することとされており

（同法附則1条）、施行までの猶
予は比較的短いといえます。

本連載では、これら改正のう
ち、特に金融機関の窓口実務に
影響を与え得ると考えられる項
目をセレクトし、具体的な事例
を題材としつつ、その概要を紹
介するとともに、法改正後の実
務対応に係る注意点を解説しま
す。

なお、本連載においては、民
法等改正法により変更される民
法の条文番号を引用する際には
「改正民法〇条」と記載し、改
正前後で特段の変更がない民法
の条文番号を引用する際には単
に「民法〇条」と記載します。

また、本連載中意見にわたる
部分は、筆者の個人的見解であ
り、所属組織の見解を代表する
ものではないことを、あらかじめ
お断りしておきます。

▼▼▼ 事例 ▲▲▲

▼▼▼ 事例 ▲▲▲
当店に普通預金口座（残高6
00万円）および定期預金口座
（残高300万円）を有する預
金者Xが死亡し、その相続人は

長男Aと次男Bです。今般、A
から、Xの葬儀費用を支出する
ため、Xの預金の払戻しを受け
たいとの申出がありました。A
の話では、Xは遺言を残しては
おらず、遺産分割については、
生前Xと険悪な仲であったBが
協議を拒否しており、話がまっ
たく進まないとのこと。X
の預金の払戻請求についても、
Bの協力は得られないとAは言
うのですが、当店としては、ど
のように対応すればよいでしょ
うか。

👉 ここがポイント

戸籍謄本等の提示を受け、A
がXの子（法定相続人）であ
り、その法定相続分が2分の1
であることを確認できた場合
は、改正民法909条の2に基
づき、Aに対し、Xの普通預金
口座から100万円、定期預金
口座から50万円の払戻し（た
だし、その合計額が法務省令で
定める上限額を超える場合は、
当該上限額までの払戻し）を行
うことができます。